


所管部課	市民部 課税課	部長	村上 敏彰			
件名	東大和市税条例施行規則の一部を改正する規則について					
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市税条例				
	部課機関	納税課				
<p>1. 要旨</p> <p>市税の納付方法にクレジットカード納付が追加されることに伴い、規則の一部を改正する。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> 市税の納付方法にクレジットカード納付が追加されることに伴い、第72号様式から第74号様式及び第77号様式の一部改正を行う。 <p>(2) 施行日</p> <p>平成30年4月1日</p> <p>(3) 影響および効果</p> <p>市民の利便性向上を図ることができる。</p>						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済み</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。